

令和8年度第1回京都市スポーツ施設指定管理者選定委員会 摘録

日 時	令和8年6月15日（月） 午前10時～午前11時55分
場 所	京都市役所 分庁舎第6会議室
出席者	【委 員】 庄子委員、三宅委員、安嶋委員、山田委員、山本委員 （五十音順） 【事務局】 京都市文化市民局市民スポーツ振興室 平井市民スポーツ振興室長、中村スポーツ施設課長、 馬屋原担当係長、北川担当 【傍聴者】 なし

1 京都市挨拶（平井市民スポーツ振興室長）

2 各委員紹介

3 委員長の決定について

委員互選により庄子委員を委員長に選出。
庄子委員長が三宅委員を副委員長に指名。

4 議題

（1）選定委員会の運営について

定足数、議決の取扱い及び公開・非公開の取扱いについて、特段の質疑なし。

（2）京都市のスポーツ施設の指定管理の現状について

資料2に沿って説明。

委 員） 稼働率の推移や費用縮減等どのような効果があったのかお示しいただきたい。

事務局） 近年の稼働率は大きな変化はないものの、費用については、平成22年度と現行の指定管理料を比較すると、半分以上となっており、経費の節減に繋がっている。

委 員） 指定管理者による広報活動の状況はいかがか。

事務局） 広報業務として募集要項に記載しており、ホームページの作成・公開やチラシの作成・配布、施設のPRや情報提供などに努めていただいている。

委 員） 稼働率の算出方法をお示しいただきたい。ランニングなどで運動公園に来訪されている方も含まれているのか。

事務局） 本市のスポーツ施設は、京都府・市町村公共施設案内予約システムを用いている。稼働率についても同システムから抽出しており、利用可能な枠と予約申し込みがあった枠を基に稼働率を算出している。有料で利

用いただく方のみが稼働率の対象となっているため、ランニングなどで園路を利用されている方は稼働率には反映されていない。

(3) 次期指定管理者に係る公募・選定の基本的な考え方及び募集要項案について

ア 次期指定候補者の選定に係る基本的な考え方について

資料3に沿って説明。

委員) 現行の指定管理料金を比べると、次期指定管理料が増額しているが、いくつかの区分においては数倍になっているが、こういった考えで次期指定管理料を算出しているのか。

事務局) 次期指定管理料は、収支均衡を図るなどで算出しているが、昨今の物価変動の上昇により当初想定より収支が悪化したことや、区分によっては、前回の応募時に、予定価格よりも低い金額で応募された区分があるなどの要因で、現行の指定管理料よりも、大きく増額している区分がある。

委員) 指定管理料は収支均衡を踏まえているということは、予定価格より低い指定管理料の提案があった場合は、赤字になるということか。

事務局) 予定価格より低い指定管理料の提案があった場合でも、経費の削減、利用料金の収入増、自主事業の展開などにより、予定価格よりも低い提案の場合でも必ずしも赤字になるわけではない。

委員) 予定価格よりかなり低い指定管理料で応募された場合、その低価格のみが高い評価に繋がることで、適正な管理運営ができるのか懸念しており、仮に競合しない管理区分の場合はなおさら、その懸念が高まる。競争入札の最低落札価格のような制度を指定管理料の提案に設定するほか、評価点において最低基準を設けて、その基準を下回る場合は失格とするような設定をしてみてもどうか。

委員) 市民サービスを大切にするため、価格が低すぎる提案を抑制することを検討できないか。

委員) 最低落札価格のような観点も重要だと思うが、現在の評価基準では、指定管理料の評価は収支の妥当性で判断されることとなっており、価格が低だけで高い評価になるわけではなく、評価点も全体から見るとそこまで高くはないことから、予定価格よりかなり低い金額の提案については、収支計画に妥当性があるかという評価項目に補足するなど対応できないか。

それに加え、評価全体に対して最低基準を設ける事例は他にも多くあり、責任を持った評価をするということからも、最低基準を設けていく方がよいと考える。

事務局) 評価全体に対する最低基準については、設定をさせていただく形で調整したい。最低基準の点数を何点にするかは、他事例も参考に検討するが、概ね6割が標準的と考える。

予定価格よりかなり低い金額の提案については、例えば、そういった提案があった場合、その金額でも着実に管理運営が可能かどうか説

明を求めるなどで対応できればと考える。

委員) 指定管理者の選定は価格だけではなく、「運動施設が快適に使えるか」「多様なプログラムがあるか」といった市民サービスや質の向上、施設の安全管理なども重要な視点なので、そういった内容も勘案し、総合的に評価していく必要がある。

委員) 前回の公募時の評価表からどういった変更があるのか。また選定基準の「自主事業に関する計画」と「利用者数・稼働率・収益向上に関する取組」の項目の一部が重複しているように見えるため修正をお願いしたい。

事務局) 評価基準の主な変更は、新たに「利用者・稼働率・収益向上に関する取組」の項目を追加している。

一部重複しているに見える箇所は削除するなどの修正対応させていただく。

委員) 指定管理期間が2年間にした管理区分の理由は、ワールドマスタースゲームズがあるためだったか。

事務局) 西京極総合運動公園等で、民間活力導入による新たな整備運営・活用が令和11年度を目途に実施する検討を進めていることから2年間に設定している。

なお、その2年間においても、安定的なサービスの供給を提供することやワールドマスタースゲームズ2027関西の開催が次期指定管理期間の開始直前に控えていることから、非公募で実施することとさせていたでている。

イ 募集要項案について

資料4に沿って説明。

委員) ネーミングライツの今後の導入状況についてはいかがか。指定管理期間開始後に新たにネーミングライツが導入された場合は、看板の設置など色々な費用負担が想定されるが、どのように対応するのか。

事務局) 指定管理期間開始後に、新たにネーミングライツが導入された場合に伴う費用負担は、ケースによって異なり、ネーミングライツ事業者や京都市が負担する場合もあれば、指定管理者が負担する場合もあるが、一般論として、指定管理者に想定外の大きな負担を強いるような場合は、指定管理料を増額する対応も考えられる。

委員) 昨今の物価上昇等を踏まえて、今後利用料金改定の予定はあるか。

事務局) 利用料金は条例によって定められており、直近では、令和5年度に利用料金の改定を行ったが、現時点では今後の改定については、未定である。

委員) 審査結果の公開に当たっては、選定結果だけではなく、講評もあるのか。

事務局) 選定結果については、まず選定委員会から京都市に報告いただいた後に、京都市が選定結果を報道発表することになる。京都市に報告い

ただく際に、講評のような形で選定の概要を記載することになる。

委員) 審査のなかで、委員会の意見を事業者に修正や反映してもらうような機会を設けることはできるのか。

委員) 選定委員会として責任を持って選定する以上、選定委員会が出た意見等は、できるだけ事業者に反映いただきたいが、どこまで柔軟に対応できるのか、公平性の観点も配慮しつつ、検討できないか。

事務局) 現在予定している審査書類・プレゼンテーション審査以外でも、追加で資料を求めることや、プレゼンテーション以外で説明の場を設けるなどが想定されるが、例えば競合している区分においては、審査結果に影響が及ばない範囲で実施するなど、公平性の観点にも留意しつつ、柔軟に対応していきたい。

委員) 委員の皆様から様々な御意見をいただき、まとめに入らせていただく。本日出た意見等については、私と事務局で再度検討し、修正案を作成したうえで、事務局から各委員にメールで承認の審議を行うものとする。その他については事務局案のとおり承認するということがよいか。

(異議なし)

委員) それでは第1回の委員会はこれで終了とする。

事務局) 本日御議論いただいた方針に沿って募集要項を取りまとめ、6月26日を予定として、募集を開始したいと考えている。その後、8月4日まで応募の受付を行う予定である。受付期間終了後、第2回以降の選定委員会を開催し、応募書類の審査、応募者のプレゼンテーションを実施し、指定候補者を選定していきたいと考えている。そして、10月中に本市と指定候補者との間で指定管理に関する仮協定を締結のうえ、11月中旬に開会される11月市会定例会に指定管理者の指定に係る議案を提出し議決を経る予定である。

長時間にわたりご議論いただき、感謝申し上げます。これをもって、第1回京都市スポーツ施設指定管理者選定委員会を閉会させていただきます。